

# 三井・デュポン フロロケミカル株式会社の行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日～平成24年3月31日までの2年間

## 2. 内容

目標1：妊娠中や出産後に利用できる休暇制度等の周知と、『仕事と家庭の両立支援』の相談窓口の整備。

【対策】平成24年3月～ 制度詳細と相談窓口について社内WEB等を活用し全従業員へ周知する。

目標2：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- ・男性：計画期間内に1人以上取得すること
- ・女性：取得率を90%以上にする

【対策】平成22年4月～ 男性も育児休業を取得できることを社内WEB等を活用し全従業員へ周知・啓蒙する。  
管理職参加の会議で管理職へ周知する。  
新任管理者研修、新人研修時に自社の行動計画の内容及び諸制度についての説明実施。

目標3：育児のための短時間勤務措置の期間延長。

『子が3歳に至るまでの間、希望により1日1時間以内の短縮』

⇒

『子が3歳に至るまでの間、希望により1日2時間以内の短縮、

満3歳以上 小学校4年生の始期に達するまでの間、希望により1日1時間以内の短縮』

【対策】平成22年4月～ 制度詳細について社内WEB等を活用し全従業員へ周知・啓蒙する。  
管理職参加の会議で管理職へ周知する。  
新任管理者研修、新人研修時に自社の行動計画の内容及び諸制度についての説明実施。

目標4：子の看護休暇の期間延長。

『子が小学校就学の始期に達するまで』⇒『小学校4年生の始期に達するまで』

【対策】平成22年4月～ 制度詳細について社内WEB等を活用し全従業員へ周知・啓蒙する。  
管理職参加の会議で管理職へ周知する。  
新任管理者研修、新人研修時に自社の行動計画の内容及び諸制度についての説明実施。

目標5：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

【対策】平成24年3月～ 制度詳細について社内WEB等を活用し全従業員へ周知する。

目標6：年次有給休暇の取得促進のための措置。

- ・年次有給休暇の時間単位での付与：一年度につき最大5日分まで使用可能とする。
- ・ゆとりの日を設置：飛び石連休等を利用し連続休暇となるよう年次有給休暇取得を促進する。

【対策】平成22年4月～ 制度詳細について社内WEB等を活用し全従業員へ周知・啓蒙する。

以上